

認定
汚染土壌浄化施設 証
変更認定

平成21年6月5日

（あて先）

住 所 尼崎市東浜町1番地の1

氏 名 関電ジオレ株式会社

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

取締役社長 小橋 一志 様

尼崎市長 白 井 文 印



土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第7条第4項及び第9条第4項に基づき定められた「搬出する汚染土壌の処分方法を定める件」（平成15年環境省告示第20号）第二号の規定による汚染土壌浄化施設であることを証する。

認 定 の 年 月 日	平成21年6月5日	認 定 番 号	1
認定施設を設置する事業場の名称及び所在地	名称 関電ジオレ株式会社 所在地 尼崎市東浜町1番地の1		
汚染土壌浄化施設の種類	洗浄分級等方式、熱分解方式、加熱・揮発方式		
浄化する特定有害物質の種類	四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、シマジン、チオベンカルブ、チウラム、有機りん化合物		
汚染土壌浄化能力	360 t/日（24）時間 15 t/時間 （洗浄：360 t/日（最大）、熱処理：110 t/日（最大））		
認 定 の 条 件	汚染土壌浄化施設の維持管理を適正に実施すること。		
備 考			